

DNA鑑定申請書

番号※

申請者	フリガナ			戦没者との 続柄	
	氏名				
	住所	(〒 —) (電話 — —)			
検体提供者1	フリガナ			戦没者との続柄	性別
	氏名			続柄番号	
	住所	(〒 —) (電話 — —)			
検体提供者2	フリガナ			戦没者との続柄	性別
	氏名			続柄番号	
	住所	(〒 —) (電話 — —)			
遺骨受領予定者	フリガナ			戦没者との 続柄	性別
	氏名				
	住所	(〒 —) (電話 — —)			
戦没者	フリガナ			生年月日	(死亡時 歳)
	氏名				
	除籍時の本籍				
	死没場所など				

私は、戦没者遺骨の返還を目的としてDNA鑑定の実施を申請します。

平成 年 月 日

(申請者名)

厚生労働省社会・援護局事業課長 殿

(記入上の注意)

1 必要事項を楷書で記入してください。(※印欄は当方で使用しますので、記入しないでください。)

2 「申請者」の欄は、申請する戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹又は甥、姪等が記入してください。

御遺族が複数おられる場合、遺族間の総意をできるだけとりまとめ、代表者が申請書を提出してください。

3 「遺骨受領予定者」の欄は、DNA鑑定の結果、御遺骨の身元が確認された際、受領を予定されている方を記入して下さい。

4 「戦没者」の欄のうち、氏名以外についてご不明な部分がある場合は、お分かりになる範囲で事項に記入してください。

「死没場所など」の欄については、死没場所のほか、死没時の身分(兵隊、軍属、防衛隊、一般住民)、死没状況(弾丸に被弾、船舶遭難等)、戦没時期を可能な範囲で記載下さい。

5 「検体提供者」の欄も申請者が記入してください。

検体提供者については、より正確な鑑定を行うため、別紙の親族関係図を参照のうえ、戦没者と血縁関係が近い方(戦没者の子及び続柄に●・○印のある方がより有効です。)を2名記入してください。

なお、他に検体提供者となる方がいないような場合は、1名でも構いません。

また、続柄番号10～12の孫のみ及び6姪のみの場合、複数の検体を提供いただいても鑑定が不能な場合がありますので御了知願います。

★ご不明な点は、厚生労働省社会・援護局事業課調査第一係

(代表電話 03-5253-1111 内線3482)

(直通電話 03-3595-2219)

にあらかじめ御相談ください。

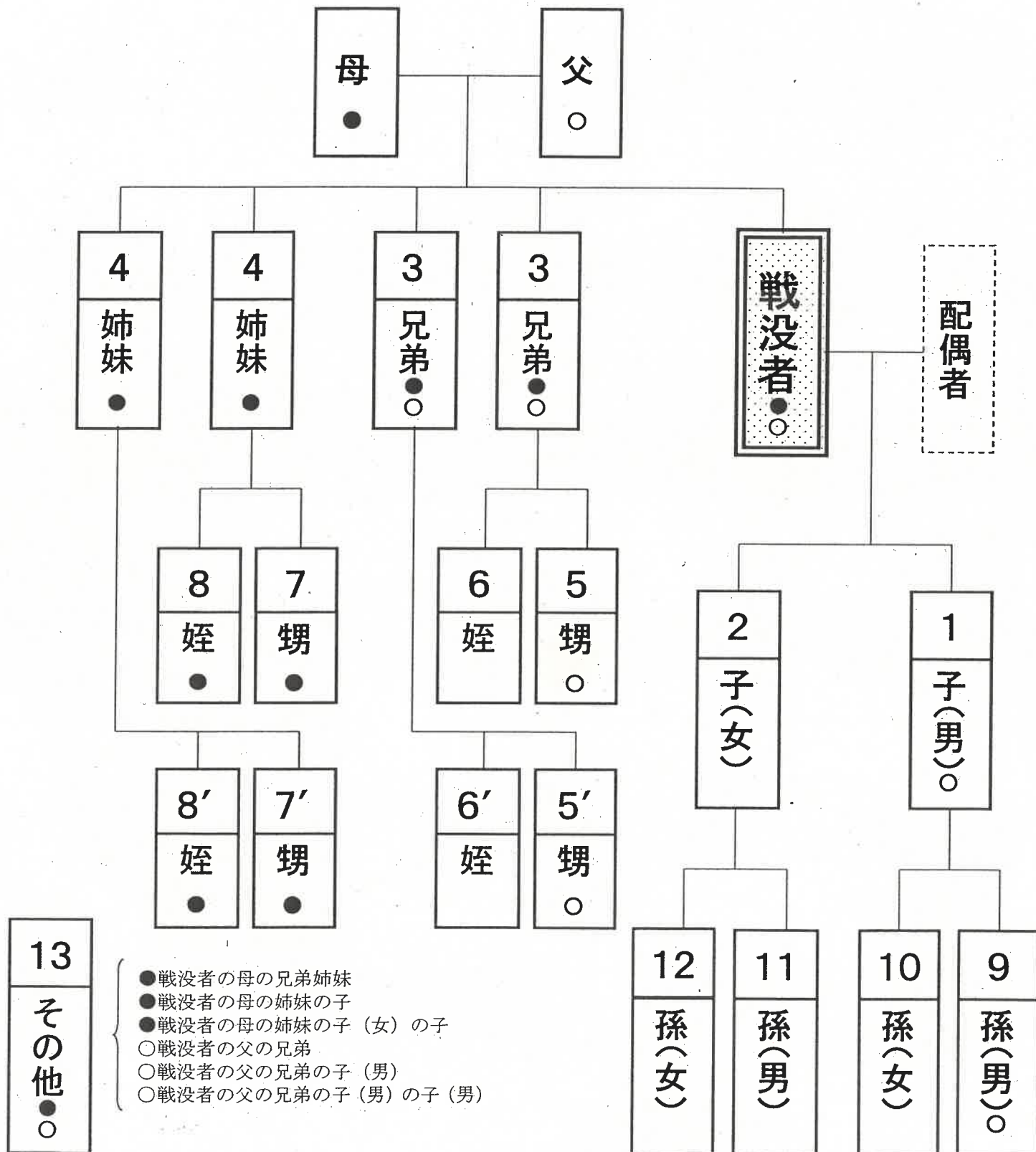
6 申請者、遺骨受領予定者、検体提供者は同じ方で差し支えありません。

ただし、申請者と異なる方が検体提供者や遺骨受領予定者になる場合、申請者は、それぞれの方の了解を得た上で、申請書を提出してください。

親族関係図

下の図から、検体を提供できる方の続柄が該当するものを選んで、その番号を申請書の「続柄番号」の欄に記入してください。

●印は、戦没者とミトコンドリアDNA（母親から子供へ遺伝する特徴がある）が共通する方
○印は、戦没者とY染色体（父親から男の子へ遺伝する特徴がある）が共通する方 となります。



注：検体を提供される方が戦没者の甥・姪で、複数提供される場合、その甥・姪の親がそれぞれ異なる場合は、片方の番号を5'～8'としてください。

なお、記入方法についてご不明な場合は、厚生労働省社会・援護局事業課調査第一係

（代表電話：03-5253-1111 内線3482 直通電話：03-3595-2219）までお問い合わせ下さい。